○農林水産省令第二十六号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）を実施するため、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

農林水産大臣　野上浩太郎

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「農産物検査員の住所及び当該」を削る。

別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第十八号（第十四条関係）

検　査　機　関　登　録　台　帳

登録番号		登録年月日	年　月　日	登録更新年月日及び変更登録年月日			
登録検査機関の名称				年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更
代表者氏名				年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更
主たる事務所の所在地				年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更
				年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更
登録の区分							
農産物の種類							

検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地

備考	

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。